

平成 3 1 年度

事業計画書

社会福祉法人 大仙市社会福祉協議会
平成31年度 事業計画書

○基本方針

少子高齢化の進行や複雑化する社会情勢により、公的サービスだけでは対応しきれない福祉課題が、増加の一途をたどっております。

そのような中で、一人ひとりが地域に関心を持ち、お互いを尊重し、支えあう事により、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らし続けることができる、心豊かでぬくもりのある地域づくりを目指し、「第4期地域福祉活動計画」を基本として事業を展開します。

特に今年度は、地域福祉活動計画に謳われたそれぞれの事業の内容や仕組みを再考し、地域における多様なニーズへの的確な対応をまいります。また、障がい者に対する相談支援事業所の開設により、相談体制の充実を図り、相談から支援へと切れ目のない支援体制を構築します。

○事業内容

1. 法人運営部門

社会福祉法人として「経営組織統治の強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「地域での公益的な取り組みの強化」を行い、社会福祉協議会の役割や活動に対する地域住民の理解を促進します。

- ①理事会、評議員会、監事会、専門委員会、まちづくり委員会などを開催し、その役割などの明確化や、運営体制の充実を図ります。
- ②会長・副会長会議を開催します
- ③適正かつ公正な支出管理に努めます。
- ④事業活動状況や財務状況に関する情報を積極的に公開・発信し、事業運営の透明性の向上に努めます。
- ⑤今後の補助金や受託の在り方について、大仙市担当部局との協議を行います。
- ⑥法人運営の財源確保のため、法人・団体会費の拡充を図ります。

2. 地域福祉部門

第4期地域福祉活動計画の基本理念である「地域みんなで支え合う、ぬくもりのあるまちづくり」を実現するため、市民がお互いに支え合う仕組みづくりや交流の場づくり、ボランティア活動などの支援に積極的に取り組みます。

1. 「つながろう！」 地域の人との交流を進めます

(1) 地域の交流の場づくり

町内会・自治会等が高齢者や世代間の交流を目的として行う活動を支援し、生活支援コーディネーターとコミュニティソーシャルワーカーが、サロン等地域の交流の場づくりを積極的に進めます。

① ゆいゆい交流会

町内会や自治会が自主的に開催する交流会（ゆいゆい交流会）へ経費の助成を行います。

② ふれあいサロン事業

社協が主導し、町内会や自治会と共に、町内や地区単位で生きがいや仲間づくり、介護予防を目的とした交流の場づくりを行います。

また、定期的なサロンの開催に取り組もうとする団体等に、立ち上げや運営などの支援をします。

③ 地域福祉活動サポーター養成

地域で、サロン等の「交流の場」づくりや交流活動を担う人材を養成し、生きがいや健康づくりを通して、地域住民の介護予防活動を進めることを目的として実施します。

また、養成したサポーターに対し、様々な面で情報提供等を行い、地域での実活動につながるよう支援していきます。

④ 無料出前講座

町内会、自治会、老人クラブや各種グループ等の団体が開催する講座や研修会などに、要請に応じて職員を派遣し、自主的に行われる交流事業を支援します。

⑤ 高齢者等交流事業

地域毎に高齢者世帯等を対象として、会食会やレクリエーション等の交流会を実施します。

⑥ 地域の独自事業

○ ふれあいサロン祭り（神岡）

神岡地域全体のサロン参加者が一堂に集うふれあいサロン祭りを実施します。

○ニコニコふれあい広場（神岡）

小学校と共催し、学年ごとに分かれ様々な催し物で地域の方々と世代間交流を図ります。

2. 「支え合おう！」 力を合わせて共助のまちを目指します

(1) 小地域ネットワーク活動の充実

民生児童委員、福祉員や関係機関との連携・調整のもとに、コミュニティソーシャルワーカーが中心となって、何らかの支援が必要な世帯に対する「見守り活動」や「生活支援」のネットワークづくりを進めます。

①福祉実態調査

社会的な支援を必要とする世帯の把握に努め、支援する体制をつくるために、民生児童委員や関係機関の協力を得て「気になる世帯」や「除雪ボランティア大仙雪まる隊」除雪対象世帯の調査を行います。

②気になる世帯訪問

福祉実態調査による「気になる世帯」に対しては、関係機関等から情報を収集し、職員が訪問等を行い、関係者と共に見守りや生活支援などのネットワークづくりを行います。

③福祉関係機関等との連携

要援護世帯の事故や犯罪被害を防止するためのネットワーク活動を進めるため、関係機関や団体との情報・意見交換や連携を図りながら、地域福祉活動を強化します。

- ・ 地域福祉関係機関等連絡会
- ・ 各地区民生児童委員協議会定例会への出席
- ・ 地域ケア会議への出席
- ・ 防火診断（消防と協力）

④福祉員活動の推進

地域の福祉アンテナ役として、地域や町内毎に福祉員を委嘱します。

福祉員は、地域の生活課題を一人の住民として早期に発見し、社会福祉協議会や民生児童委員につなげる橋渡しとしての活動や、社会福祉協議会会員の募集、福祉情報を発信する活動を進めます。

⑤お隣ネット

緊急通報システム設置世帯等で民生児童委員、協力員等が集まり茶話会を開催し、利用者の生活や身体状態を含めた情報交換、緊急時対応の確認を行います。

⑥ふれあいコール

緊急通報システム利用者に対し、週1回安否確認のための「ふれあい

コール」を行います。

また、年間を通してふれあいコールの市民ボランティアを募集し、地域の福祉力を高めていきます。

(2)福祉のまちづくり委員会

福祉のまちづくりを進めるために、地域の福祉課題の把握や社協事業への意見・提言を行い、くらしサポート協議会と連携して地域福祉活動を推進します。

(3)町内会長等地域代表者会議

地域の代表者である町内会長等に社協事業についての理解を図ると共に、地域が抱える福祉課題について共通の認識をもち、解決に向けた連携を図ります。

(4)生活支援体制整備事業

①くらしサポート協議会活動

平成29年度に設置された協議会は、3年目の活動を迎えます。

これまで地域の問題や課題を検証し、サロン等地域の交流の場づくりを進めてきました。

これからも構成員それぞれの強みやネットワークを活かし、生活支援コーディネーターや地域の住民、関係団体等と協働して、住民主体の支え合い活動を創出していきます。

②生活支援コーディネーター活動

地域のニーズや社会資源の把握を進め、地域の方々やくらしサポート協議会、関係団体等と協働して、その地域に合った交流の場づくり、支え合いや助け合いなどの仕組みづくりのコーディネートを行います。

(5)結いっこサービス事業

日常生活を送る上で、話し相手や軽易な手助けが必要になったとき、「結いっこサポーター」が希望する方の自宅に伺いサービスを提供します。

また、これまで2カ月に1回だった買い物支援を毎月の実施とし、高齢者等の買い物の不便解消を図ります。

対象者 ・ 概ね65歳以上の単身者世帯または高齢者のみの世帯
・ 障がいをもつ単身者世帯

(6)地域福祉活動推進団体への支援

地域福祉の推進に取り組む団体に対し「福祉のまちづくり推進事業助成」を行い、団体活動を支援します。

(7) 身守りカードの発行

緊急時の連絡先や通院している医療機関などについて記載したカード（室内用・携帯用）を、希望者へ配布します。

また、年数経過等のため記載内容に変更が生じたカード保持者には、希望によりカードの更新を行います。

(8) 地域の独自事業

○ふれあい弁当（協和）

荒川・船岡・峰吉川・淀川の4地区社協が主体となり、12月～2月の期間の各月1回、一人暮らし高齢者や障がい者世帯の方へ手作り弁当を届けます。

弁当は、協和小学校児童が掛け紙を作成し、市民ボランティアと協和中学校生徒が調理と配達を行います。

3. 「ひろげよう！」 福祉の心を育み、ボランティアの輪を広げます

(1) 市民ボランティア活動の充実

地域や学校、施設等と連携しながら、ボランティアやボランティアの受け手といった、人と人が交わるボランティア活動を充実させます。

① ボランティアセンターの運営

各支所にボランティアセンターを設置し、ボランティアの登録や活動先の紹介、ボランティア情報の提供を行います。

② ボランティア連絡協議会活動の支援

ボランティア連絡協議会に対する支援を行います。

また、ボランティア連絡協議会に加入している芸能ボランティア等と、各地で行われているサロンとの連携を進め、相互の活動の活性化を図ります。

③ 除雪ボランティア「大仙雪まる隊」活動の支援

除雪ボランティアに対する支援を行います。

除雪活動にあたっては、ボランティアと民生児童委員、行政等と連携を図りながら、適切で効果的な活動が行われるよう支援していきます。

④ 災害ボランティアセンターの運営

市が設置する災害ボランティアセンターの運営を担い、ボランティアの募集やニーズ調査を実施し、要請のある被災者に対しボランティアの派遣を行います。

また、発災時に備え、発災後に活動できる市民ボランティアの事前登録と災害ボランティアに関する研修等を進めます。

(2) 児童・生徒のボランティア活動推進

① サマーショートボランティア

小・中・高校生を対象に、夏休みを利用してできるボランティア活動の機会を提供します。

また、より多くの児童・生徒が活動できるよう、活動日程の工夫と受入施設等の開拓を進めます。

② バリアフリー体験授業「菜のはなタイム」

小・中学生の高齢者や障がい児・者に対する意識を高め、バリアフリーについて考えるきっかけづくりの場を提供するため、学校と連携して授業（体験談の傾聴、車いす、視覚障がい体験、高齢者体験）を行います。

また、実施にあたっては児童・生徒を補助する市民ボランティアを募り、市民の意識を高める機会にもします。

③ ゆいゆいきゃっぷ回収事業

児童・生徒のエコ意識の向上やゴミ再資源化のため、ペットボトルキャップの回収を行い、それを売却することで得た収益金を大仙市共同募金委員会へ募金し、地域の福祉活動に役立てます。

④ 福祉教育担当者連絡会

中央、東部、西部の地域毎に小・中・高等学校・支援学校と連絡会を開催し、福祉教育や社協事業に関する意見交換を行い、福祉活動に対する理解を深め、相互の協力を進めます。

4. 「受け止めよう！」 相談窓口の連携を強化します

(1) 総合相談援助事業

市民の相談窓口として周知を行い、関係機関と連携した体制を整えます。

年齢や疾病・障がいの有無に関わらず、すべての市民が安心して地域で暮らすことができるよう、関係機関や事業所との連携を強化し、必要な支援につなげることができるよう、総合相談窓口としての機能を果たします。

① 総合相談援助事業

職員による一般相談を随時受け付けます。

平成31年2月から事業を開始した障害者相談支援事業所や介護サービス、高齢者包括支援センターの各部門と密接に連携し、市民の身近な相談窓口としての機能を強化します。

② 高齢者等相談支援事業

おおむね65歳以上の高齢者を対象に、弁護士による法律相談、司法書士による土地・家屋・相続の専門相談を実施します。

(2)生活困窮者自立相談支援事業

就労や生活に困りごとや不安を抱えている世帯の問題に対し、必要な支援を相談者と一緒に考え、一人ひとりの状況に合わせた具体的な支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。

生活のやりくりの問題を抱えている世帯に対しては、家計の根本的な課題を把握し、相談者自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画を作成、必要に応じて貸付の紹介等を行い、早期の生活再生を支援します。

また、その日の食べ物にも事欠くほど生活が逼迫している世帯に対しては、コープフードバンクからの提供物資により、当座の食糧支援を行います。

5.「届けよう！」 必要な福祉サービスを提供します

(1)食の自立支援事業

利用者宅に定期的に職員やボランティアが訪問し、栄養バランスのとれた食事を届けるとともに、安否確認を実施します。

(2)日常生活自立支援事業

判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにお手伝いをします。

○福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるよう、福祉サービスに関する情報提供や利用手続きなどを行います。

○日常的金銭管理サービス

日常生活に必要なお金の出し入れや、公共料金等の支払いを行います。

○書類等の預かりサービス

預金通帳、印鑑、証書などの大切な書類等を預かります。

(3)資金貸付事業

①たすけあい資金貸付事業

一時的に生活が困難になった低所得世帯や障がい者世帯等に対し、民生児童委員と連携して資金の貸付を行います。

②生活福祉資金貸付事業

経済的に生活が困難な低所得世帯や障がい者世帯等に対し、生活困窮者自立支援事業との連携を図りながら、資金借入の相談や申請手続きなどの支援を行います。

(4) 福祉サービス・地域活動等の情報発信

地域の福祉活動や社会福祉協議会の事業などを、広く市民へ周知する機会を活用し、情報を届けます。

① 広報の発行

広報「社会福祉だいせん」を発行し、市内全世帯へ配布します。

また、地域の福祉情報や社会福祉協議会の支所事業など、身近な情報発信のため地域版広報「支所だより」を発行し、地域内の全世帯へ配布します。

② ホームページの作成

インターネットから社会福祉協議会の福祉サービスや、福祉活動などを紹介するため、ホームページを作成します。

③ コミュニティFMの活用

災害発生時における、災害ボランティアの募集などを、ラジオ放送を活用して発信します。

④ 社会福祉大会の開催

福祉活動にかかわる関係者が一堂に会し、「市民が主体的に支え合い、共に生きる福祉のまちづくり」を目指して開催します。

(5) 家族介護教室事業・家族介護者交流事業

○ 家族介護教室事業

在宅で高齢者を介護している方や近隣の支援者を対象に、介護相談・介護予防の知識・技術の習得などの教室を開催します。

○ 家族介護者交流事業

在宅で介護している方を対象に、介護者同士の交流を深めるとともに心身のリフレッシュを図ります。

(6) 車いす・レクリエーション用具等の貸出

短期間の外出等に使用するための車いすや、地域で行うサロン等で使用する風船バレー、スカットボール等のレク用具を無料で貸出します。

(7) 歳末たすけあい配分事業

市共同募金委員会からの配分を受け、各地域の実情に合わせた援護活動等を行います。

○ 見舞金・見舞品の贈呈事業

要援護世帯、長期療養者等に見舞金・見舞品を贈呈します。

○ ふれあい年賀状事業

一人暮らし高齢者約2,200世帯に対し、市内の児童・生徒が作成した年賀状を送付し、学校と地域、世代と世代をつなぎます。

(8) 地域の独自事業

○福祉講座（西仙北）

暮らしに役立つ福祉や生活に関する情報を、地域の方々に直接届けるための福祉講座を開催します。

○火災警報器設置（中仙）

高齢者世帯を火災から守るため、希望者宅に火災警報器を設置します。

○紙おむつ援助事業（南外・仙北）

社協を通して購入した紙おむつ代金の一部を援助します。

○男性料理教室（仙北）

バランスのとれた食事を自分で作ることができるよう、栄養士（健康増進センター東部）の協力を得て男性料理教室を開催します。

○あじさいサロン〔通所型サービスA単独型＋自立のデイサロン〕（仙北）

介護予防ケアマネジメントにおける基本チェックリストの事業対象者と要支援1・要支援2の高齢者に対し、体力向上・介護予防トレーニングやレクリエーションなどを行い、健康の保持や増進を図ります。

サービスを利用できる方の地域を、これまでの仙北地域から、太田地域、中仙地域、大曲地域にまで拡大します。

ただし、利用者の送迎範囲は、あじさいサロンが行われる紫陽花館（社協仙北支所）から概ね4km以内の区域です。

3. 介護サービス部門

要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活し続けられるようにいろいろな機関と連携し、介護保険サービスや障害者総合支援サービスを各ステーションが拠点になり提供します。

高齢者世帯や障がい者世帯の日常生活の中で、公的な制度では受けられないサービスを支援する「ちょっとサービス」を必要な人に活用していただけるよう、広報活動に力を入れていきます。

(1) 介護保険サービス

法令遵守と職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

① 訪問介護事業

利用者が、可能な限りその人の能力に応じた日常生活を営むことができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅に訪問しサービスの提供に努めます。

平成31年度も引き続き質の高いサービスを提供するため、職員が、個々に研修目標をたて、一人一人のスキルアップが図れるよう研修を重ねていきます。

② 訪問入浴事業

西部介護ステーションで看護師と介護員の3人体制で訪問し、主治医と連携を図りながら安心して入浴してもらえるようサービスの提供に努めます。

③ 居宅介護支援事業

介護保険の目的に添って、要介護状態の軽減または悪化の予防に資することをめざして、適切なサービスが総合的・効果的に提供されるよう他機関と連携を図りながらケアプランを作成し、利用者の自立支援を行います。

④ 要介護認定訪問調査（大曲仙北広域市町村圏組合や他市町村から受託）

要介護認定を申請された方の自宅等に認定調査員が訪問し、心身の状態について調査を行います。

⑤ 介護予防ケアプラン、介護予防ケアマネジメント作成（大仙市から受託）

要支援と認定された方やチェックリストで総合事業対象者と認められた方が、介護状態に陥らず自分らしく生活が送れるよう介護予防プランや介護予防ケアマネジメントを作成し、適切なサービスが利用できるよう支援します。

(2) 障害者総合支援サービス

法令を遵守し、それぞれが障がいに対応できるよう職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

① 居宅介護・重度訪問介護・同行援助事業

利用者や家族の要望に合わせた訪問介護を行い、可能な限り自宅で生活できるよう援助を行います。

また、同行援助については、利用者の安全に細心の注意をはらいながら援助を行います。

② 地域生活支援事業（大仙市から受託）

障がい者の安心安全を第一に考えた外出支援や、自宅浴が困難な方への訪問入浴介護を行います。

③ 特定相談支援事業、障害児相談支援事業

障害者（児）やご家族からの相談に応じて、障害福祉サービスを始め必要な情報提供や助言などを行い、地域の様々な繋がりを活用しながらご本人の自立生活支援を行います。

(3) その他

① ちょっとサービスの実施

公的サービスでは補えず、日常生活に支障のある高齢者世帯や障がい者世帯を対象に調理、掃除、買い物や病院内の付き添い、入院中の支援などを行います。

4. 高齢者包括支援センター部門

大曲仙北広域市町村圏組合からの受託で、旧大曲の南部地域と協和地域の高齢者の様々な相談に応じながら、地域住民が住みなれた地域で安心して生活ができるように支援していきます。

介護保険サービスだけでなく、その他の公的なサービスやインフォーマルサービスなど、多様な社会資源が活用できる地域包括ケアシステムの実現を目指します。

平成31年度からは名称変更のため「高齢者包括支援センター」となりません。愛称は付きません。

(1) 委託業務

① 介護予防・日常生活支援総合事業

(ア) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

介護予防・日常生活支援総合事業を利用する要支援者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービスのほか、一般介護予防等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

② 包括的支援事業

(ア) 総合相談支援事業・権利擁護事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。

(イ) 包括的・継続的ケアマネジメント

主任ケアマネジャーが中心となり、高齢者が地域において自立した日常生活をおくることができるよう、主治医、ケアマネジャーとの多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメント実現のための支援を行います。

(ウ) 認知症総合支援事業（認知症初期集中支援推進事業）

認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。

(2) その他の地域支援事業への積極的な関与と参加協力

大曲仙北広域市町村圏組合が行う地域支援事業及び諸会議への参加

や、大仙市が行う認知症対策事業等の地域支援事業に参加、協力するとともに、大仙市と連携を取った業務を行っていきます。また、定期的に開催される専門職毎の会議やその他の諸会議にも参加していきます。

(3) 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業所等の関係機関との連絡調整等を行います。